

川西町齋場
指定管理者募集要項

川西町住民課
令和6年10月

1 募集対象者（指定管理者候補者）

川西町斎場（以下「斎場」という。）の管理運営業務を、効果的かつ効率的に行うため、川西町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第12号）に基づき、次のとおり管理運営にあたる指定管理者候補者を募集する。

2 対象施設

- (1) 名称 川西町斎場
- (2) 所在地 川西町大字上小松5153番地1
- (3) 構造 鉄筋コンクリート一部2階建
- (4) 規模 敷地面積：9,800㎡
延床面積：574.34㎡
- (5) 施設概要 火葬炉、事務室、待合室、待合ホールほか

3 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 火葬及び焼却に関する業務
- イ 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ その他町長が必要と認める業務
※詳細は別添仕様書のとおりとする。

(2) 町と指定管理者の責任分担

町と指定管理者の責任分担の詳細については、別表のとおりとする。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 指定管理業務に関する経費

(1) 指定管理料の決定方法

指定管理料は、対象施設の業務管理に係る費用を町が負担するものとし、その金額は、候補者が提出する事業計画の内容を審査した上で、予算の範囲内で町が決定する。

(2) 指定管理料の支払い

町は、指定管理者に対して、予算の範囲内で指定管理料を支払うものとし、支払い時期は協定で定める。

(3) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は、5年間で74,750,000円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

6 申請資格

指定管理者の指定を受けようとする者は、川西町内に事務所もしくは事業所を有するいずれかの団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定

により指定の取り消しを受けたことのある者

- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 川西町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（（平成17年規則第35号。）（以下「規則」という。））
第3条第1項第4号（暴力団員等）に該当しない法人等であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。

7 申請

指定管理者候補者は、規則第4条に定める次の書類を提出すること。

- (1) 指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）
- (2) 申請資格を有することを証明する書類
 - ア 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
 - イ 定款又は寄付行為の写し、規約その他これらに相当する書類
 - ウ 申請資格に関する申立書（別記様式第2号）
 - エ 国税及び地方税の納税証明書（本要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記様式第2号）
- (3) 事業計画書（別記様式第3号）及び収支計画書（別記様式第4号）別添積算資料を参考に内訳を作成すること
- (4) 経営状況説明書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

[注意]

- ・上記のほか、川西町が必要とする書類の提出を求めることがある。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

8 申請書類の受付期間

令和6年10月3日（木）から令和6年10月31日（木）まで
（土、日、祝祭日を除く。）午前9時から午後5時まで

9 提出先・問合せ先

川西町住民課環境衛生グループ

川西町大字上小松977番地1

電話 0238-42-6618 FAX 0238-42-6614

E-mail: jumin@town.kawanishi.yamagata.jp

10 提出方法

持参すること。

11 質疑及び回答

(1) 質疑方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するかFAX又はメールを送信すること。

(2) 受付期間

令和6年10月3日（木）から令和6年10月10日（木）まで

(3) 回答

回答は、質疑の日から10日以内又は令和6年10月17日（木）までにFAX又はメールで回答することとする。

なお、質疑内容が業者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該団体等のみに回答し、それ以外については応募した全団体等に回答する。

12 選定委員会における審査基準

(1) 申請者から提案された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく施設の管理が、施設の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、施設の適切な管理、サービスの向上が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

13 申請者に対する聞き取り調査

町は、審査に際して聞き取り調査を行うことがある。その場合の日程については、町から後日申請者に連絡する。

14 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会後通知する。なお、正式な決定は、議会の議決による。

15 協定の締結

町と指定管理者は、指定管理者の議決後に指定管理業務の細目等について協議の上、指定管理における基本的事項を定めた「基本協定」及び年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに締結する「年度協定」を締結する。

なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて町と指定管理者が協議の上決定するものとする。

(1) 基本協定書の主な内容

ア 指定期間に関する事項

イ 業務計画に関する事項

ウ 業務報告に関する事項

エ 自己評価に関する事項

オ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

カ その他町長が別に定める事項

(2) 年度協定書の主な内容

ア 業務の内容に関する事項

イ 町が支払うべき指定管理料に関する事項

ウ その他町長が別に定める事項

16 その他

(1) 申請に関する費用負担

申請に関して必要な経費は申請者の負担とする。

(2) 配布資料

ア 指定管理者募集要項

イ 指定管理者業務仕様書

ウ 指定管理者指定申請書類（別記様式一式）

エ 川西町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第12号）及び同条例施行規則（平成17年規則第35号）

オ 川西町斎場の設置等に関する条例（昭和63年条例第6号）及び同条例施行規則（昭和63年規則第15号）

カ 川西町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）及び同条例施行規則（令和5年規則第2号）

キ 川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）

ク 川西町環境方針

(別表)

町と指定管理者における責任分担

項 目	内 容		責任の所在	
			町	指定管理者
物価変動	物品等物価変動に伴う経費の増減			○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増			○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○ 訴訟の対応	○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○	
税制度の改正	施設管理、運営に影響を及ぼす 税制改正	指定管理者に直接関係する改正		○
		上記以外の改正	○	
	一般的な税制改正	指定管理者に直接関係する改正		○
		上記以外の改正	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理における当該事情による増加経費負担		○	
業務の中止、延期	町の指示によるもの		○	
	指定管理者の業務放棄、破綻等			○
不可抗力	不可抗力（暴風、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		○	
書類の誤り	仕様書等、町が責任を持つ書類の誤りによるもの		○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの			○
施設、設備	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合			○
	上記以外の場合（町と管理者で協議し対応）		○	○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合			○
	上記以外の場合		○	